

資料

パンドラの箱を開けて良いのか？

— 自衛隊と憲法9条の改廃問題に関する私見 —

萩原金美
(本学名誉教授)

前説として

本稿はほぼ10年前に書いたものである。その内容の重要部分は拙著『検証・司法制度改革Ⅱ裁判員裁判・死刑存廃論を中心に』（2016、中央大学出版部）64頁以下、等に掲載しているが、全文の活字化をしたことはなく、そうする意思もなかった。憲法学の門外漢がある事情からやむなくピースボートの世界一周クルーズの船上で行った講演内容を文章にまとめたものに過ぎないからである。

しかし頃日必要があってゴミの山のような書齋の中でやや古い文献資料の一つを探索していたところ、図らずも憲法学の権威である長谷部恭男教授のお手紙が出てきた。私は憲法9条に関する憲法学説の中では同氏の見解に最も惹かれていたので、かねて氏に多少の面識があったところから、厚顔にも素人の憲法談議について専門分野の第一人者のご高評を得たいと思って拙稿のコピーをお送りしたのだ。このお手紙*はそれに対するご返事であるが、拙稿の内容について想像外の高い評価を与えてくださった。はるかに年長の私に対するご配慮からのリップサービスという面もあったろうが、私としては安堵の念と深い喜びにひたったことを想起する。

今このご返事を再読して、憲法9条をめぐる現下の厳しい状況にかんがみ、拙稿の全文を活字化することにも多少の意味があるのではないかという思念に強く駆られる。そして拙稿の説得力を増強するためにこのお手紙も併せて掲載したいと愚考し、氏にこれを公表することについてご許可をお願いし、快諾していただいたという次第である（なんだか「虎の威を借る狐」みたいな気も少々しないではないが）。

実は私の手元には完全な原稿がなくなっているのですが、船上講演の主催者というべき倉持秀次郎氏（千葉県松戸市）と林昭雄氏（茨城県笠間市）に協力をお願いして、林氏が所持されている原稿のコピーをお送りいただいた。林氏は原稿と共に、「『9条の会・かさま』通信」のバックナンバーも多数同封してくださった。同氏はたしか私よりも若干年長のはずだが、今なお同会の代表世話人であり、同誌に優れた論考を精力的に寄稿されている。両氏の労を謝するとともに、同誌を読んで会員諸氏の平和に賭ける熱い志に心を打たれたことを記しておきたい。

* 長谷部教授の返信（2007年7月1日付）

萩原金美先生

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は、ご玉稿「パンドラの箱を開けてよいのか？ 自衛隊と憲法9条の改廃問題に関する私見」をご恵投賜り、まことにありがとうございます。韓国への出張から帰国した昨日から今日に

かけて、拝読いたしました。

憲法9条と自衛隊に関わる問題は、中・長期的視点に立った冷静な計算に基づいて判断すべきであるとの姿勢、および憲法9条を改廃することに利益は見出しがたいという結論については、まことにそのとおりであると考えます。静かで落ち着いた論理と古今東西にわたる引証事例に基づく高論の展開は、説得力があり、感銘を受けました。国民の税負担、徴兵制の問題など、個別の論点に関するご説明も、その通りであると考えます。また、拙論についてもわざわざご言及をいただき、感謝の念に堪えません。

昨今の政治状況、とくに喫緊の政治課題を放置して改憲で火遊びをしようという現政権の姿勢には、危惧を感じさせるものがありますが、他方で先生のご講演は、とくに「おじさん、おばさん」の聴衆に好意をもって受け入れられたとのこと、この社会もまだまだ捨てたものではないとの希望を抱かされます。

以上、感想めいたものを書き連ねさせて、いただきました。乱筆乱文、失礼のほど、お許し下さい。

敬具

長谷部恭男

本論 パンドラの箱を開けてよいのか？
——自衛隊と憲法9条の改廃問題に関する私見

(要旨)

自衛隊はその実質において優に他国の軍隊に匹敵するが、刑法36条(正当防衛)、37条(緊急避難)の場合以外は武器の使用によって人に危害を与えることを禁じられており、厳密な意味での軍隊ではない。いわば「軍隊もどき」なのである。したがって憲法9条に違反する存在とまではいえない。

上記のように憲法9条は自衛隊を軍隊化しないための歯止めとして機能しており、これを改廃することは日本と日本国民のために重大な不利益、危険を伴う。常識的バランス論、損得論の見地からみて9条はこのまま維持すべきで、自衛隊の軍隊化は百害あって一利なしの愚策である。改廃はパンドラの箱を開けるのに等しく、その結果として本文で詳述するような多くの災いが出現するだろう。

目次

- I はじめに——結論の提示など
- II 「軍隊もどき」としての自衛隊

III 常識的バランス論、損得論からみた9条の改廃

IV 日本の選択——「ふつうの国」論そして領土問題

V 結び——軍隊から軍隊もどき」へ向かって

I はじめに——結論の提示など

ピースボートの乗客はピース族とボート族に大別されるといわれています¹⁾。前者は平和問題に深い関心を有する人たち、後者は主たる関心が旅行に向けられている人びとです。私自身はモグラ族とでもいうべきで、狭い船室にこもって残りの人生の手持ち時間で自分なりにできる仕事をまとめるべくこの船に乗った者です²⁾。しかし、船中で9条チームの方々との平和に対する熱意あふれる活動に感銘を受け、自分はエゴイスタックに過ぎることを反省させられました。それで、9条チームのご要望にしたがい皆様に自衛隊と憲法9条に関する私見をお話することになりました。ピース族とボート族の相互理解に資するような話ができればと願っております。

まず、お断りしておきますが、私は憲法学者ではないし、まして防衛問題については全くの

素人です³⁾。これまで自衛隊や憲法9条に関する論文を書いたり、公的に発言したりしたことは一度もありません。これから申し上げることはこの船旅の中で私なりに考え抜いたことに過ぎません。しかし、一応法学者の端くれですし、またいささかの戦争体験を有する人間なので、多少は皆様のご参考になるようなことを申しあげられるのではないかと考え、この壇上に立つことを決心しました。

私は15年戦争が始まった1931年に生まれ、敗戦時は14歳、農業学校1年生（現在の学制では中学3年）でした。顧みると、当時の状況は伝えられる北朝鮮の現況と全く同様、いやもっとひどかったかもしれません。軍国少年の私は、米軍が進駐してきたら殺されるか奴隷にされると信じ込んでおり、潔く切腹自殺をしようかとまで考えました。——さすがに実行する勇氣はありませんでしたが⁴⁾。そして戦中、敗戦直後の生活と現在のそれを比べればまさに雲泥の差、王様と乞食の違いがあります。つくづく平和の尊さ、有り難さを実感せざるを得ません。

前置きはこのくらいにして本題に入りましょう。途中で退席される方もあるかもしれませんが、まず結論を申し上げます。

第一に、自衛隊はその実質において優に他国の軍隊に匹敵するが、刑法36条（正当防衛）、37条（緊急避難）の場合以外は武器使用によって人に危害を与えることを禁じられており、厳密な意味での軍隊ではないということです。自衛隊はいわば「軍隊もどき」なのです。したがって、自衛隊は憲法9条に違反するとまではいえないと私は考えます。

第二に、憲法9条は自衛隊を軍隊化しないための歯止めとして機能しており、これを改廃することは日本と日本国民のために重大な不利益、危険を伴うということです。常識的バランス論、損得論の見地からみて9条はこのまま維持すべきで、自衛隊の軍隊化は百害あって一利なしの愚策だと考えざるを得ません。

以上の結論について、これからその理由をだんだんと申し述べます。

私は護憲論者も改憲論者もそれぞれの理想を追求していることを疑いません。しかし、理想を語ることは容易ですが、それに向かって一歩でも前進するためには大変な配慮と努力が必要です。かつて次のような文章を読んだことがあります。「理想を掲げるのは容易い。……しかし真に現実に屈服せず、空想を弄せず、より良き社会を実現しようというのなら、そこに『冷たい計算』と『狡いほどの賢明さ』が不可欠である。」⁵⁾ この言葉はとりわけ平和問題を論ずるときに銘記すべきでしょう。聖書においてもイエスは旅立つ弟子たちに、あなたがたは狼の中に入ってゆく羊のようなものだから、「蛇のように賢く、鳩のように素直であれ」と教えています（マタイ伝10章16節）。この蛇の賢さとは、エデンの園の蛇から連想されるように、「狡いほどの」というニュアンスを伴った賢さでしょう。残念ながら国際社会には群狼が牙を向く社会という一面があることを否定できません。平和の問題を考えると私たちはナイーブであってはいけないと思います。あくまでも理想は高く掲げながら、そこで生き抜くためには蛇の賢さ、奸智が必要です。私には護憲、改憲双方の側があまりにもナイーブのように思われてなりません。丸腰で国が守れるというのも能天気すぎるでしょうが、資源小国（例えば食料自給率僅か40%）の日本を軍備拡大路線で守り切れるというのも幻想ではないでしょうか。こちなみに、ナイーブ naive という言葉は、日本語では「純真な、素朴な」という肯定的な意味で捉えられていますが、英語では、「世間知らずの、だまされ易い」という否定的な意味で使われるのが通例です。このことは日本人のナイーブさと深く関わっているように思えます。とくに常識的バランス論、損得論では蛇の賢さを重視した各論を述べるので、その総論的なことに少々言及した次第です。

注

- 1) 本稿は私がピースボート第56回クルーズ(2007年)2月2日-6月5日)の船上で行った講演を整理して文章化し、これに注記を付したものである。なるべく講演の実況を再現するように努めた。注記は読み飛ばしていただいても差し支えない。論文を書くときの私の悪い癖が出て、この種の文章としてはややくだ過ぎる注記になったようである。しかし、もっと勉強をしたい若い人などには役立つかもしれない。なお、後記参照。
- 2) 私は第49回クルーズに乗船し、船が「動く書齋」として活用できることを実感した。このときの仕事は、拙編著『スウェーデン法律用語辞典』(2007、中央大学出版部)の一部を成している。同書266頁参照。
- 3) 衆議院憲法調査会長の中山太郎氏は、調査会報告書の「まえがき」で、「憲法論議を憲法学者だけのものにしてはならない」と述べているとのことである(愛敬浩二『改憲問題』(2006、ちくま新書)244頁による)。したがって、私にも発言の資格はあるということになるのか。なお、同書は全篇が憲法9条の改正問題を論じたもので、諸説の紹介・批判にすぎず、この問題に関する小百科的利用にも適する。(念のために付言すると私の専門分野は民事訴訟法、裁判法(司法制度論)およびスウェーデン法である。)
- 4) 1930年生まれの中藤一利氏も「私自身は、アメリカ軍が来て占領したら、南の島かどこかで一生奴隷になるんだと教えられていました。」と述べている(同『昭和史 戦後篇』(2006、平凡社)13頁。ちなみに、同書は歴史小説みたいに面白く読め、憲法改正問題を考える上ですこぶる有益である。必読書といってもよい。)
- 5) 宮崎哲哉「論壇時評」東京新聞2005年12月28日夕刊9面。なお、Ⅲの注(2)の「狡猾な平和は愚直な戦争よりましである。」という呉智英氏の言葉も参照。

II 「軍隊もどき」としての自衛隊

自衛隊は軍隊ではなく、「軍隊もどき」だ、したがって、違憲の存在ではないなどという、それは政府擁護の論弁だという声が聞こえてきそうです。しかし私は法律家として真面目にそう考えているのです¹⁾。この問題を理解するためには、「法の解釈」ということについて基本的なことをご説明する必要があるでしょう。別に難しいことを申し上げるわけではないので少し我慢してお付き合いください。

法律学、法の解釈は神学、聖書の解釈に似ています²⁾。聖書の言葉は、神意を人間の言葉で

2000年も前に文字化したものです。それをある時代と場所において妥当させるためには解釈という作業が必然的に要求されます。第一に神意を人間の言葉で文字化したことに伴う不明確性を解決しなければなりません。第二に時代の変化に対応した解釈をしなければなりません。原理主義というのは聖書の文言をそのままに信ずる立場ですが、それがシリアスな問題を生ずることはコーランに関するイスラム原理主義の例を考えれば直ちにお分かりいただけるでしょう。

憲法や法律(簡単のため、以下では単に法、法律といえます)の言葉は、万人を対象とするので自然言語(ふつうの言葉)を用います³⁾。したがって、辞書の定義だけでは十分でなく解釈によって厳密に定義することが必要になります。例えば「出生」という言葉は、刑法では母体から胎児が一部露出したこと(一部露出説)、民法では全部露出したこと(全部露出説)を意味します。

一部露出説は胎児を保護するため、一部露出した胎児の殺害には殺人罪(刑法199条)が適用され、墮胎罪(刑法212条)にはなりません。前者は死刑、無期懲役または5年以上の有期徒刑、後者は1年以下の懲役で、両者の刑罰には大きな差異があります。

全部露出説は私法上出生が権利・義務の主体(「権利能力」といいます)となる始期なので、その時点を確認する必要からです。

このように法律用語は当初から解釈を必要とする宿命を担っているのですが、法律が規制(規整)する対象=法的現実とは断絶して変化し続けています。このことを今度は「死亡」についてみてみましょう。臓器移植が可能になる前には人の死は心臓の拍動(心拍)の停止、呼吸停止、瞳孔の散大の三つを基準にして判断されてきました。しかし臓器移植には脳死状態の人の臓器が必要とされます。そこで脳死を死と認めるべきかどうかが大きな問題になります。確かに脳死状態になった人は不可逆的に従前からの

基準による死へと向かうわけですが、果たして脳死段階で死と判断してよいかどうかは難問です。「臓器の移植に関する法律」は奇妙な法律で、脳死が死かどうかという問題に対する回答は避けて、脳死を全脳死と定義した上で、重要な要件のもとに臓器移植の場合については脳死した者の身体も死体に含まれるとしています。「死亡」に関する法解釈は今後とも未解決のままに残されています。

以上は、ふつうの法律の場合ですが、憲法についてはその規定内容がより一般的であること、改正手続ははるかに慎重・厳格であることなどから、法解釈の枠がさらに広範にならざるを得ません。

さて、これだけの予備知識を踏まえて自衛隊と憲法9条の問題を考えてみましょう⁴⁾。たしかに事実的側面だけからみれば自衛隊は世界有数の軍隊です。しかし、自衛隊法92条の4、「イラク特別措置法」17条⁵⁾、「周辺事態法」11条などはいずれも自衛隊の武器使用について「刑法36条〔正当防衛〕または37条〔緊急避難〕の場合にあたる場合のほかは人に危害を与えてはならない。」旨定めています。これは奇妙きわまる法文ではないでしょうか。軍隊とは敵側の人を殺傷する組織でしょう。私は寡聞にしてこんな奇妙な軍隊が存在することを知りません。自衛隊は「縛られた巨人」なのです。縛っているものは何か。いうまでもなく憲法9条です。自衛隊は軍隊で違憲の存在だと軽々しく断じてはなりません。それは憲法9条に死亡宣告をするようなものです。自衛隊が違憲だとしたら、違憲の状態を解消するために9条を改廃すべきだという論理にはそれなりの合理性があります。自衛隊を廃止すべきだという反対方向の論理も成り立ちえますが、死亡してしまった人を生き返らせることができないのと同じで、廃止論は現実的には空論と響くでしょう。だが、憲法9条は「どっこい、まだ生きている」のです。それは悲観的な見方をすれば脳死に近い状態かもしれませんが、最後の力を振り絞って自

衛隊という巨人をしっかりと縛り付けているのです。

ここで自衛権とは何かという問題についても述べておくべきでしょう。憲法9条は自衛のための戦争も放棄したのだという見解が少なくありません。すべての戦争は自衛のための戦争という口実で行われます。正面から「侵略のための戦争」と揚言することなど考えられません。ですから、こういう見解が生ずる理由も納得できます。

しかし自衛を口実とする侵略戦争と真に自衛のための戦争とは区別しなければなりません——実際にはその区別は困難で結局は「歴史の審判」に委ねざるを得ないにしても。個人の場合の正当防衛に相当するのが国の自衛権です。わが国では正当防衛について刑法36条と民法720条が規定していますが、このような条文がなくても正当防衛は自然権＝自己保存権（コナトゥス conatus）として当然に認められるといわなければなりません。それは「人間に自分を守る権利がなければ、そもそも人間社会が成り立たない」からです⁶⁾。個人が外敵に対して本来的に有する正当防衛の権利の総和が国の自衛権だと解釈されます。この自衛権は憲法によっても否定できない性質のものというべきです。自衛隊は個人の外敵に対する正当防衛の権利の総和を国民から包括的に受託・管理している国の組織体と考えられます。念のために付言すると、個人の正当防衛権の総和は「集合体としての国民の正当防衛権＝自衛権」とは異なります。あくまでも個人ベースのものです。したがって、そこから集団的自衛権までは出てきません。

自衛隊が軍隊ではないことについて別の説明をしましょう。日本では20歳で成人になります（国民投票法に関連して18歳に引き下げることが議論されています）。しかし、未成年で成人よりも肉体的または知的にはるかに優れている人は少なくありません。だからといって、そういう未成年者を成人として扱い、単独で法律行為ができる能力（「行為能力」といいます）

や選挙権を認めるというような議論はありません。事実上の能力と法律上の能力とは別物なのです。自衛隊についても全く同様に考えるべきです。

したがって、自衛隊は軍隊ではなく、「軍隊もどき」と呼ぶのが適切です。もどきとは「まがいのもの、イミテーション」という意味です。(私が「軍隊もどき」に大きな積極的意義を認めていることは後でお話します。)

なお、憲法9条の改正について提案されている様々な文言について一言します。それぞれ苦心の力作なのでしょうが、制定法の文言は起草者、立法者の意図を超えて一人歩きすること、またそういう解釈の必要性があるということに注意しなければなりません。その意味では60年の風雪に耐えて法解釈論的に練磨されてきた現在の9条は安心できる法文です(政府の法解釈に対する賛否は別論として)。諸外国からの無用の邪推、揣摩臆測を喚起しないためにも9条の文言は一字一句たりとも変えないのが無難です。

ところで、上記の自衛隊法などの法文に関連して、私は内閣法制局の寄与するところが大きいのではないかと推測しています。内閣法制局というのは政府提出の法案の最終的チェックなどを行う役所です(その長官は新内閣の発足時に大臣と並んで最後に名前が載ります)。内閣法制局は政府の一部局には違いありませんが、法案作成のプロ、政府のための法解釈のプロとしての強烈な誇り、自負を有しており、最高裁において容易に違憲判断を受けないような法案作りに細心の注意を払っていると思われます。私はかつて雑談の席で、私とその学識を高く評価するある法学者から、日本で違憲判決が少ないのは内閣法制局がしっかりしているからだという意見を聞いたことがあります。正直のところ、そのときはちょっと甘いんじゃないかなと思ったのですが、現在では彼の意見はかなり正しいように考えます⁷⁾。

以上、自衛隊は軍隊もどきで、違憲の存在で

はないという理由をご説明しました。私はこれは決して法律家の詭弁でないと信じているのですが、果たしてご納得を得られたかどうかは皆様のご判断に委ねるほかありません⁸⁾。

注

- 1) 私見を擁護するために、憲法論として以下の論述を援用する。「九条の文言はたしかに自衛のための実力の保持を認めていないかに見えるが」「自衛のための実力を保持することなく国民の生命や財産を実効的に守ることができるかといえば、それは非現実的といわざるをえない。」憲法9条は「答えを一義的に決める『準則 (rule)』ではなく、答えを一定の方向に導こうとする『原理 (principle)』にすぎない」のである(長谷部泰男『憲法とは何か』(2006, 岩波新書) 72頁)。この長谷部説に対する批判としては、愛敬・前掲『改憲問題』151-153頁を参照。ちなみに、私は9条に関する憲法学説の中では長谷部教授の見解に最も惹かれる。同氏の著作としては、『憲法と平和を問い直す』(2004, ちくま新書)、『これが憲法だ!』(2006, 朝日新書)(杉田敦教授との共著)も一読に値する。前者ではとくに142頁以下、後者では第2章が9条問題を扱っている。後者は対談形式なので比較的読みやすいだろう。
- 2) 中世ヨーロッパにおいては聖職者、神学者の多くが法学者でもあった。例えばスウェーデンにおける最初の優れた法理論家であるオラウス・ペトリは、マルティン・ルターの役割をスウェーデンで果たした宗教改革の指導者である。前掲・拙編著『スウェーデン法律用語辞典』257頁参照。イスラム社会では今日なお聖職者すなわちイスラム法学者である。
- 3) 憲法と法律の差異を強調するあまり、憲法は時代を超えて守るべき価値、理想を定めたものだという説を成す人がいる。両者が異なることは勿論だが、両者は法規範として基本的同質性を有する。憲法は最高の法律(憲法98条は「最高法規」と表現する)、最も大切な法律なのである。憲法が時代を超えて守るべき価値、理想を定めたものだとすれば、それに違反する法律は違憲としてその効力を否定されることになるから、結局のところ時代を超えた価値、理想が現在の実定法の世界を支配するという珍妙な結論になってしまわないか。このような憲法を法律から隔絶した次元におく護憲論は、憲法の法律との基本的同質性を軽んずる点において、憲法前文を文学者に起草させようとした一部改憲論者の動きと相通するものがあるといえよう。「しょせんは憲法も法律」(長谷部・前掲『憲法と平和を問い直す』173頁)であることを忘れてはならない。ましていわんや、憲法は「宗教の代わりにはならない」(同書179頁)のである一護憲派も改憲派もその一部はあたかも宗教の様相を呈しているのであってこのことをいう。ちなみに、以下の論述に対しては、個人の問題と国家の問題とは論理的に全く違うという見地か

らの批判が出るかもしれない(いわゆる「戸締まり論」に対してはこのような批判が向けられている)。両者の違いを否定するつもりはないが、できるかぎり個人の問題に引き寄せて考えたほうが一般市民には分りやすいと思う。国民投票に参加するすべての有権者に分かりやすい議論が必要なのである。なお、憲法論における民法規定の引照の例として、長谷部・前掲『憲法とは何か』188頁をみよ。

- 4) 以下、文脈に応じて、9条のほかこれに関連する前文を含む意味で用いる。
- 5) 以下、長い題名の法律は略称を用いる。
- 6) 的場昭弘「論壇時評 日本という国の愛し方」神奈川大学評論 56号(2007) 177頁。
吉本隆明氏も、「自分の家族が目の前で殺されたという事態になった時に、非戦条項もへちまもあるものか……。即座に武器を持ち出してきてやるし、たとえやられると分かっていてもやるかも知れないし、それだけのことで、憲法の規定がどうだとかというのは意味がないですね。」と語っている。「吉本隆明氏インタビュー〈真の人間の開放〉とはなにか」別冊 Niche〔ニッチ〕Vol.1(2003, 批評社) 33頁。
- 7) 長谷部・前掲『憲法とは何か』111-112頁にも同趣旨の指摘がみられる。今里義和『外務省「失敗」の本質』(2002, 講談社現代新書)によれば、イラク特措法案の作成にあたって内閣法制局は憲法を守る立場を強く意識し、外務省と対立したという(67頁)。なお、内閣法制局については、西川紳一『立法の中核 知られざる官庁 内閣法制局』(2000, 五月書房), その審査の実態については田丸大『法案作成と省庁官僚制』(2000, 信山社) 19-25頁が有益である。現在の法制局(長官)の政府への追随振りしか知らない読者には、かつての法制局が強力な護憲的機能を発揮したとなど夢物語のように思われるかも知れない。だがそれゆえにこそ、この記述をそのままに残しておきたいのである。その他にも、拙稿の記述中にはすでに不適切になっている点が少なくないにせよ、なお基本的妥当性を有することに注目していただきたいと切望する次第である。
- 8) 内田樹氏によれば、「九条のおかげで、自衛隊は侵略的な軍隊になるおそれがないし、自衛隊が認められるなら、九条を維持したほうが賢明だと考えるのが『おじさんの思考』思考である。」(愛敬・前掲『改憲問題』159頁の説明による。内田『「おじさん」的思考』(2002, 昌文社)は未見)。その後、同書の文庫版である角川文庫(2011)で読んだ。第1章の「『護憲』派とは違う憲法9条擁護論」という文章がそれである(同章の他の論考にも憲法9条に関する若干の言及がある)。このテーマを離れても同書は有益な教示と示唆に富む好著である。もっとも、上記論考は別として同書は題名通りの内容のもので、「おじさんの思考」をも代弁するものではない。念のため。

ちなみに氏は、残念ながら裁判員裁判について全く不勉強なまま無責任極まる批判的言辭を弄しており、私はこのことを拙著『検証・司法制度改革Ⅱ 裁判員裁判・死刑存廃論を中心に』(2016, 中央大学出版部)においてかなり手厳しく批判した(265頁以下)。この事実もここに記しておこう。

これは私見とほとんど全く同じである。そういえば、私の船上講演に対してもおじさん、おばさんには受けるというコメントがあった。(ちなみに内田氏は、現在論壇で最も華々しく活躍している一人であるが、私は氏が論壇に初登場のころからのファンである)

Ⅲ 常識的バランス論、損得論からみた9条の改廃

これから申し上げることは、一市民としての私の常識的見解にすぎませんが、多少でもご参考になりうれば幸いです。

マックス・ヴェーバーは政治家にとって重要な素質の一つとして「バランス感覚」(英語では sense of proportion)を挙げました¹⁾。ちなみに他の二つは「情熱」と「責任感」です。私はわが国の政治家には「情熱」はあっても責任感とバランス感覚の乏しい人が多いと思っていますが、ここではとりわけバランス感覚を問題にしたいのです。そして憲法9条の改廃は優れて高度に政治的な判断を要求する問題ですから、国民投票に参加するすべての国民にもこのバランス感覚が求められるといわなければなりません。ヴェーバーの言葉を借用すれば、1票を投ずるとき私たちはみな「臨時の政治家」なのです²⁾。少々えげつない言葉を使うと、9条の改廃問題を感情に走らずに損得論の見地から冷静に計算し判断することが大切です。

憲法9条はこれまでオリンピックを何十回も誘致したくらい、いやそれ以上の経済効果を日本にもたらしてきました。敗戦後の焦土の中から日本が奇跡的に復興し、今日の経済大国の地位を確立するにいたったのは、日本人の優秀さと勤勉さがその大きな原因であることは勿論ですが、同時に9条のおかげで戦争をしないですんだことにあります。朝鮮半島を南北に分断する悲劇を生んだ朝鮮戦争は日本経済の復興にとって干天の慈雨ともいべきものでした。ヴェトナム戦争でも日本は参戦しないで経済的に大きな利益を得ました。それに湾岸戦争やイラク戦争でも一人の自衛隊員の生命も失われており

ません³⁾。

私たち日本の庶民がこの船で世界一周の船旅ができるというのもまさに9条のおかげだといえます。こんなことは多くの国々の庶民にとっては夢のような話です。この船の乗組員の国籍は実に様々です。ご承知のとおりみんな優秀で勤勉な人たちです。でも、彼（女）らの経済的条件は程度の差はあるにせよ、日本人のそれよりもはるかに劣悪です。それは彼（女）らの生まれ育ち、住んでいる国が平和憲法を有する経済大国日本でないからにすぎません。思えば9条の恩恵は計り知れないものがあります。この事実を否定する日本人はおそらく皆無でしょう。

問題はこれから果たしてそうなのか、これまでと違って今後はそんなにうまくはゆかないのではないかということです。そういう疑念が、かなり多くの人びとに広がりつつあるように見受けられます。この問題について常識的バランス論、損得論の見地から考えてみたいと思います。

私は日本の防衛力、侵略に対する抑止力の三種の神器というべきものは次の三つだと考えています。

- ① 日米安保条約
- ② 自衛隊
- ③ 憲法9条（の改廃の可能性）

順を追ってご説明します。

①は基地問題で苦しんでおられる地域住民の方々にはまことに申し訳ないのですが、プラスとマイナスの両面を考えたとき、日米安保条約：は白本にとってプラスといわざるを得ないと思います⁴⁾。

それに日米安保条約3, 5条には締約国は各自の憲法上の規定に従うことが規定されています。ここでも憲法9条は歯止めとしてしっかり機能しているのです。だからこそ、米国政府は陰に陽に日本政府に対して憲法改正を迫っているめでしょう。

（米国の対日感情が極度に悪化した場合、米

国の側から日米安保条約を終了させる意思を通告してくることも想定範囲内に入れておくべきです（同条約10条参照）。そのとき米国は、日本の安全保障にとって最大最強の脅威となる可能性があります。これは悪夢のようなシナリオですが。）

②についてはとくにご説明の必要はないと思います。

③については何を意味しているのか分かりにくいかもしれません。それはこういうことです。憲法9条によって「縛られた巨人である「軍隊もどき」の自衛隊を有するわが国は、他国が理不尽な要求をしてくるならば、平和を愛好する日本国民もその総意として9条を改廃し、自衛隊を軍隊にせざるを得ないという重大な選択を迫られることになる、本当にそうなってもよいのか、と開き直れることです。政府がブラフ bluff（はったり、おどかし）としてそういう主張をすることは十分考えられることですし、場合はよっては活用すべきでしょう。しかし私は寡聞にして過去の日本政府がこのブラフを外交交渉において適切に利用したという事例を知りません。ちなみにブラフという言葉は広辞苑にも載っていません。前に申し上げたナイーブに対する日本的理解と通底する興味ある問題ではないでしょうか。

「伝家の宝刀」は抜かないからこそ価値があるのです。抜いてしまえばただの「人斬り包丁」かもしれません。このように9条は重要な交渉カードの役割を有しており、これをあっさり捨ててしまうことは防衛力の三種の神器の一つを失う自殺行為、利敵行為だといえるべきです。瘋癲の寅さんのせりふに「それをいっちゃんおしめーよ」というのがありますが、これをもじっていえば9条の改廃は「それをやっちゃんおしめーよ」なのです。やるとすれば最後の最後の手段としてであるべきです。現在の状況がそれを正当化するほどシリアスなものとは到底考えられません。

さて、9条を改廃したらどんな結果が生ずる

か、ひとつ思考実験めいたことをしてみましよう。以下、順不同に列挙します。

① 徴兵制について

かつて木村篤太郎保安庁（防衛庁の前身）長官は、自衛隊の人員が志願制でまかなえるのは22-3万人が限度で、それ以上になると徴兵制が必要になると言明しました（1954年5月20日の参議院内閣委員会における答弁⁵⁾。数年前の統計によると自衛隊の人員の総計は約23万7000人ですから⁶⁾、9条を改廃して軍備拡大路線が採用されれば当然徴兵制の問題も現実化するでしょう。ところが政府は憲法18条および13条の規定にかんがみ徴兵制は違憲という態度を明らかにしています（鈴木善幸内閣における1980年8月15日の閣議決定⁷⁾。そこで、憲法18条の改正なども必要になります。

もし国民投票の結果が9条の改廃には賛成だが徴兵制を可能にする憲法改正には反対だということになったら收拾のつかない混乱が生ずることが予想されます⁸⁾。軍隊への志願者も自衛隊当時と異なり、身の危険の切迫を考えて減少するかもしれません⁹⁾。そうすると、最悪のシナリオとしては外国の傭兵の利用ということも視野に入れざるを得なくなるでしょう。改廃論者はこういう恐るべき事態まで想定して議論を立てているのでしょうか。改廃論者の多くは、外国の傭兵で祖国を守るなど口にするのも恥ずべき政策だと考えるではありませんか。

日本人は自己犠牲の精神、愛国心に富むので、徴兵制も実現できるとしましょう。この場合にも問題は少なくありません。ここでは1点だけ指摘しておきます。

男女平等ですから、当然女性に対しても徴兵制が適用されるはずですが、女性兵士の出産、育児に対する悪影響の深刻化が懸念されます（「暴力の世代間伝達」など¹⁰⁾。米国ではヴェトナム帰還兵のPTSD（外傷後ストレス障害）が深刻な問題でした。女性兵士の軍隊での勤務、戦争体験が母親として次世代に与える悪影響については想像を絶するものがあるのではないで

しょうか。

② 国民の税負担の増加

数年前の統計によると、日本の防衛費の対DNP（国民総生産）比は1.5%、国民一人当たり年間3万8,000円、四人家族では15万2,000円です。ちなみに北朝鮮では32.1%です¹¹⁾。戦前の日本もものすごく、平時、全予算のおよそ半分が軍事部門に投入されていたといわれます¹²⁾。消費税の10%までの引き上げがささやかれています。これは9条の改廃を前提としないものです。自衛隊が軍隊化した場合国民の税負担が増加するであろうことは、③の事情と考え合わせるとほぼ自明の理といえるべきです。

③ 諸外国とくに近隣諸国の不信感、警戒感の増幅一軍拡競争の激化

9条の改廃は諸外国とくにアジアの近隣諸国の不信感、警戒感を増幅し、軍拡競争の激化を招くでしょう¹³⁾。それにひきずられて日本の軍備もさらに拡張せざるを得ず、果てしないイタチごっこの泥沼にはまってゆく危険があります。先述した日本の戦前の軍事費は全予算の約半分という途方もない数字だったことを絶対に忘れないでください。

④ 輸出入への悪影響、結果としての経済の沈滞

資源小国の日本は年間8億トンの資源を輸入し、1億トンの製品を輸出しているといわれます¹⁴⁾。9条の改廃は諸外国との緊張・摩擦を生み、輸出入に悪影響を及ぼすおそれがあります。とくに有事の場合には例えば食料自給率40%の日本はどうやって輸送のシーレーンを確保できるのでしょうか。輸送の95.5%までは海上輸送だというのに¹⁵⁾。このような輸出入への悪影響は、②および③とあいまって、一部の軍需産業の好況はあるにせよ、全体としての日本経済の沈滞を惹起するでしょう。

日本は米国のように資源豊かな国と異なり、四方八方の諸外国とできる限り友好関係を維持しなければ生きてゆけない国であることを銘記しなければなりません。これは日本の置かれた

やむを得ざる地政学的、経済的条件です。国家としての誇りは堅持すべきですが、諸外国との無用の摩擦を避け、薄氷を踏む思いで細心の配慮をもって対外関係の処理にあたるべきです。それが国民を保護する責務を有する政府のあり方のはずです。

⑤ 他国の軍隊の「弾除け」に使われる危険 ちょっと遠慮して「他国」と表現しましたが、具体的には米国を念頭においています。日米安保条約が日本の防衛力にプラスになっていることは上述しましたが、結局は米国もその国益に合致する限りにおいて日本を護ってくれるだけです。日本のほうもその国益に合致する限りにおいて米国に協力すれば足りるとクールに割り切るべきです。場合によっては「面従腹背」も必要でしょう。せっかく日米安保条約には憲法9条の歯止めが利いているのに、それを自ら廃棄してしまうのは現在の自衛隊が米軍の「弾除け」に使われる危険を意味し、愚策の最たるものです¹⁶⁾。

このようにみえてくると、9条の改廃は「バンドラの箱」を開けるようなもので、私たちが現在享受している豊かな生活を崩壊させてしまう実に多くの災いを招来する愚挙だといわざるを得ません。それなのに、どうして日本国民のほぼ半数に達する人々が憲法9条の改廃に執着するのでしょうか。その主な理由と思われる「ふつうの国」論と領土問題について項を改めて考えてみましょう。

注

- 1) マックス・ヴェーバー、脇圭平訳『職業としての政治』(1980, 岩波文庫) 77頁。
訳書では「バランス感覚」を「判断力」としている。以下本文の記述は森嶋通夫『政治家の条件』(1991, 岩波新書)を参考にした(14, 130, 139頁等)。「バランス感覚」という表現も同書のものである。
- 2) ヴェーバー、脇圭平訳『職業としての政治』19頁。
- 3) 一種の改憲論者である呉智英氏もいう。「戦後六十余年間、日本では戦死者が一人も出ていない。戦争という歴大な浪費がなかったために、世界有

数の経済大国にもなった。その柱は憲法第九条である。」と(同「九条を護るための改憲論」別冊『正論』Extra.06 (2007) 190頁)。氏はまた「狡猾な平和は愚直な戦争よりましである。」という(191頁)。

なお、戦後日本が朝鮮戦争の3年間で生き返った様子は、半藤・前掲『昭和史 戦後篇』297-300頁に活写されている。

- 4) 江畑謙介『日本の軍事システム』(2001, 講談社現代新書) 19-21頁参照。
- 5) 大江志乃夫『徴兵制』(1981, 岩波新書) 2頁による。
- 6) 江畑・前掲『日本の軍事システム』14頁による。
- 7) 大江・前掲『徴兵制』(岩波新書) 4頁による。
- 8) この難問を回避するため、国民投票を複数の論点について一括して行うことが考えられるが、これが邪道であることについては長谷部・前掲『憲法とは何か』164頁参照。
- 9) 林信吾『反戦軍事学』(2006, 朝日新書)は、憲法改正の結果として誕生した「日本国防軍」に関するシュミレーションにおいて、いわば「強いられた志願制」の実態を描いている(8-20頁)。あるいはこのほうが現実の可能性が高いかもしれない。とりわけ若者にとって「軍隊って何？」と題するこの箇所は必読の価値がある。
- 10) 例えば、宮本信也「子どもの暴力性(破壊性)と家族」古橋エツ子編『家族の変容と暴力の国際比較』(2007, 明石書店) 132-133頁参照。
- 11) 江畑・前掲『日本の軍事システム』4, 13頁による。
- 12) 立花隆「私の護憲論」月刊『現代』2007年7月号42頁による。
- 13) この点についてとくに考慮しなければならないのは、安部首相が岸信介(以下、故人については敬称を略する)の孫だという事実である。岸は晩年のインタビューにおいて、「アジアの中心は日本であることを浮き彫りにさせる」、自身における「戦前」と「戦後」とは「おそらく断絶はない」し、「一貫している」などと述べている(原彬久『岸信介』(1995, 岩波新書) 190頁)祖父を尊敬するという安部氏が祖父と同意見かどうか知らないけれど、このインタビュー記事を読んだ近隣諸国の政府(その中には勿論日本語に堪能な人がいるはずだ)が、安部内閣における9条改廃の動きに神経過敏になるのは当然至極である。なお岸は、「国防国家」実現のためには「国民生活がある程度不自由になってもやむを得ない」と語っている(同書82頁)。^②ないし^④に関連する為政者の本音として記憶しておくべきであろう。
- 14) 高坂節三氏(経済同友会)の発言(今井一『憲法九条「国民投票」』(2003, 集英社新書) 193頁による)。
- 15) 江畑・前掲『日本の軍事システム』21頁による。
- 16) 精神科医の和田秀樹氏は、日米関係を宗主国と植民地の関係になぞらえ「宗主国が植民地に課したもうひとつが兵役である。〔他の一つは宗主国の言語の強制一引用者注〕(中略)かりに九条の改正が他国の国益に一方的に奉仕するような形になるようならば、これまさに植民地化といってよいであろう。現状の日米関係を見ると、私はその危惧を拭えない。日本の『自衛』が第一という観点

からは、九条改正は百害あって一利なしと著者は考える。」という（同「何のための、誰のための改正であるべきか」前掲・別冊『正論』96頁）。船旅中に刊行された同書は「日本国憲法の“正体”」というおどろおどろしい題名であるが、本論考や注(3)の呉氏のエッセイのような示唆に富む文章も収められている。なお、林・前掲『反戦軍事学』21頁も弾除け説を述べる。結局、実も蓋もない言い方をすれば、「集団的自衛権などというのは、所詮従属関係の別の表現」(的場・前掲「日本という国の愛し方」180頁)ということになるのか。

IV 日本の選択——「ふつうの国」論そして領土問題

(1) 「ふつうの国」論について

憲法9条を有する日本はふつうの国ではない、9条を改廃してふつうの国にすべきだとよくいわれます。ふつうの国とは一体どんな国なのでしょう。個人をみれば実に人様々です。何を基準に「ふつうの人」を決めるのでしょうか。国のあり方も同様に様々です。私は現在の日本はある意味で——それも良い意味で——すでにふつうの国だと思っています。日本は自他共に認める経済大国です。憲法9条により軍隊がもてず「軍隊もどき」の自衛隊しかありませんから、軍事小国といってよいでしょう。経済大国と軍事小国を足して2で割れば「中国＝中くらいの国」になります。中くらいの国ということはずなわちふつうの国ということではありませんか。日本が自衛隊を軍隊にしてしまえば経済大国兼軍事大国になりかねません。これはあまりにも高望みでおそらく世界中で米国にのみ許される特権ではないでしょうか。諺にも「出る杭(釘)は打たれる」といいます。経済大国兼軍事小国として謙虚に振る舞ったほうが日本の安全と日本人の幸福にとってはるかにベターだと私は確信しています。

イザヤ・ペンダサンあるいは山本七平は、「各人が静かに自問されればよい。一体日本に何があるので、世界は日本に注目し、日本を大国として扱ひ日本の動向に注意を払い、日本に学ぼうとするかを。言うまでもなくそれは日本

の経済的發展であり、それ以外には何もないのである——この言葉を、たとえ日本人がいかにか嫌悪しようとする。」¹⁾と指摘しています。

全くそのとおりだと思います。この船の乗組員たちとの会話からもこのことを痛感します。日本の選択は経済大国として生きること、中途半端な軍事国家になることではないことを肝に銘じましょう。

(2) 領土問題について

憲法9条が邪魔をして自衛隊の行動が制限されているから、領土問題で舐められるのだ、9条を改廃して自衛隊を軍隊にせよという一見勇ましい議論も有力です。

しかし、よく考えてみてください。9条を改廃して自衛隊を軍隊にしたところで、極端なことをいえば核兵器を保有したところで、竹島(韓国名独島トクト)や尖閣諸島の問題が自動的に解決するわけではありません²⁾。

領土問題の解決には三つの方式、すなわち当事国間の協議、国際司法裁判所への提訴または第三国の仲裁、武力の行使がありますが、最後のものは選択肢として事実上採用できません。竹島は僅か0.23平方キロメートル、尖閣諸島も5.45平方キロメートルで、いずれも無人島です。(ちなみに、北方領土はほぼ千葉県面積に相当します。)周辺に豊かな海洋・地下資源があるとはいえ、領有権をめぐる戦争するわけにはゆきません。領土問題は一国の主権に関わりますから、寸土といえども簡単に譲歩すべきでないのは当然ですが、気長に根気強く交渉を重ねるほかありません⁴⁾⁵⁾。この交渉という面で日本政府は実に未熟、幼稚にすぎると外交面にど素人の私さえ思わざるを得ません⁶⁾。

注

1) イザヤ・ペンダサン、山本七平訳『にっぽんの商人』(1975、文芸春秋)206頁。山本について評価が分かれていることは承知しているが、正しいことは何人の口から発せられようと正しいことに変わらない。引用文に関する限りはまさに至言だ

と考える。

- 2) もっとも佐藤優氏は、尖閣諸島は日本が実効支配しているので日中間に領土問題は存在しないと主張する(同『地球を斬る』(2007, 角川学芸出版) 46-49頁)。
- 3) 核兵器を保有しようとするならば、日本は核拡散防止条約(NPT)から脱退しなければならない。これは事実上不可能であり、そこまでの決心をしている政治家はおそらく絶無であろう。
- 4) 司馬遷の『史記』に、匈奴の冒頓単于に関する興味深い話が載っているので紹介しておく。東方の東湖国の王が一日に千里を走る駿馬を所望してきたので、側近たちにはかかったところみな反対した。しかし彼は、一頭の馬を借しんで隣国との関係が悪化するのを憂い、要求に応じた。続いて王妃の一人を所望してきたが、やはり反対する側近たちの意見を用いず、要求に応じた。ますます増長した東湖王は国境地帯の荒地を要求してきた。今度は側近たちは荒地など無用だからくれてやってもよいだろうと述べた。これを聞いた冒頓は激怒し、「土地は国の根本だからやれぬ」としてこの側近たちを斬殺し、直ちに東湖国を襲撃して征服した、というのである。大石智良=丹羽隼兵衛訳、司馬遷『史記 5 権力の構造』(2006, 徳間文庫) 336-341頁。中国の為政者は勿論この話をよく承知しているのであろう。領土問題の解決は気の遠くなるような長い歴史的パースペクティブにおいて考えなければならぬ。
- 5) 現在の地球は南極大陸を除いて1平方メートルにいたるまで主権国家によって領有されている(領有権に争いのあるものを含む)。しかもインテグレーション(統合化)とフラグメンタリゼーション(断片化)が同時進行しており、領土問題は新たな様相を呈しつつある。領土問題については「焦らず、諦めず」という態度が肝要であろう。安全保障問題研究会編著『変わる日ロ関係 — ロシア人からの88の質問』(1999, 文春新書) 99頁参照。なお、領土問題を根本的に考える上で、長谷部・前掲『憲法とは何か』の「終章 国境はなぜあるのか」は、やや難解だが有益である。一読をお奨めしたい。
- 6) 半藤・前掲『昭和史 戦後篇』484-485頁参照。

V 結び——軍隊から「軍隊もどき」へ向かって

憲法9条は平和憲法の最先端をゆくものですが、めまぐるしく変化する国際状況の中で後退に次ぐ後退を余儀なくされながら、それでも事実上の軍隊を法的に「軍隊もどき」として拘束するという機能を果たしています。このことは世界の軍隊のあり方の将来像を考えると、極めて示唆的ではないでしょうか。つまり憲法9条とは逆方向の平和憲法の可能性です。それはこういうことです。現在の各国の軍隊を自衛

隊のように「軍隊もどき」にする、正当防衛、緊急避難の場合以外は人に危害を与えてはならない存在に変えるということです。こういう方向に各国の憲法や軍事に関する法律が改正されてゆけば(これこそ文字通りの「改正」です)、世界は平和への理想に大きな一歩を進めたことになります。このように考えると、やむを得ざる後退を経験したにせよ憲法9条はやはり世界平和に素晴らしい寄与をしつつあると評価されてよいでしょう。

まあ、ざっと以上のようなことをこの船の中で考えました。私か自衛隊と憲法9条について人様の前でお話しするのは、おそらくこの船上講演が最初で最後になるでしょう。つたない話を終わりまでご清聴賜り有り難うございました!。

注

- 1) 講演の際に出た質問のうち二つについて注記として言及しておこう。一つは押しつけ憲法論についてどう考えるべきか、もう一つは憲法学者の通説は9条(とくに1項)の改正は憲法改正の限界を超えるということだが、なぜ憲法学者はそのことを国民に周知させるよう努力しないのか、というものである。後者は私か憲法の基礎知識を説明する最初の講演で、憲法改正の限界について述べたことに関わる。

前者について。

押しつけ憲法論は現在では改憲論者もあまり主張しないようだが、私は基本的に甘ったれた考えだと思う。日本はポツダム宣言を受諾して無条件降伏をし、現憲法の制定は占領下になされ、日本が完全に主権を回復したのは平和条約が発効した昭和27年(1952年)4月28日である(同条約1条)。現憲法の制定手続は大日本帝国憲法73条の規定に則ってなされたが、事実として占領軍が日本に押し付けた憲法という面があることは否定できないし、それは当然のことである。日本が現憲法の内容を違法・不当と考えるならば主権回復後いつでもそれを改正できたはずである。そうしなかったのは現憲法が日本にとって好ましいものだったからだろう。物事は成立の経緯よりも現在の状態のほうが大切である。諺にも「終わり良ければすべて良し」というのではないか。親に強いられる意に染まぬ相手と結婚したが、次第に相手の素晴らしさに気づき、仲むつまじく添い遂げた夫婦は少なくない。他方、熱烈な恋愛結婚をしたのに短期間で破局を迎えるケースも多い。(「上意討ち」として映画化、舞台化された滝口康彦原作の「拝領妻始末」は、主君から懐胎している側室を妻に

押し付けられた侍とその父親が類まれな美質をもつ妻女を深く愛して、後に継嗣問題の都合から彼女の召上げを図る生命に抗したあげく、ついに悲劇的な最後を遂げるというストーリーである。) 現憲法が多くの国民に愛されているのであれば、その成立の経過をあげつらって難ずる必要はあるまい。憲法学説は「主権回復の後、依然そのまま通用し続けることによって、〔憲法〕制定権者たる国民の黙示の承認を得、今や完全に有効な憲法になったとみることができる」(手島孝『憲法解釈二十講』(1980, 有斐閣) 26頁), などと説明している。法哲学者による日本国憲法の正当性に関する優れた論考として、長尾龍一『日本憲法思想史』(1996, 講談社学術文庫) 260頁以下も参照。なお、憲法改正の経緯に関する最近の分かりやすい論考として、立花・前掲「私の護憲論」がある。

押しつけ憲法論に関連して指摘しておきたいのは、憲法の制定には実に300万人もの血が流されている事実から目を背けてはいけないということである。多くの場合憲法の制定には血が流れる。独立戦争や内戦の結果として憲法が制定される場合を考えよ。現憲法は手続的に旧憲法73条により、また事実上押しつけ憲法とみられる面があるにせよ、その実質は実に300万人といわれる15年戦争の犠牲者の尊い血で購った憲法なのである。単純計算をしていえば1条ごとに3万人近い人の血で現憲法の条文は書かれているのだ。憲法改正の論議に関わる者はこの厳粛な事実を銘記し、自らも血を流す思いで真剣な議論をすべきである。(このことは最初の講演で強調した。)

実は憲法9条の発案者は幣原喜重郎元首相であるとす資料群を、日米独の市民ら169人が国連教育科学文化機関(ユネスコ)の世界記憶遺産に共同申請したことが報じられている(東京新聞2016年6月12日(日)28面)。共同申請は同年5月に行われ、6月初めまでに受理され、翌2017年には登録の可否が決まる予定で、ある文書において幣原は、彼が憲法に戦力不支持を盛り込むようマッカーサーに提案したことを明らかにし、「当時の実情として押し付けられたという形でなかったら実際にできることはなかった」ため、マッカーサーに命令を出してもらおう持ちかけた経緯を語っている、とのこと。上記の通りとすれば、押しつけ憲法論はその根拠が失われてしまうわけである。あるいは多くの日本国民は憲法9条の発案が自国の側からなされたことを無意識的に感知しており押しつけ憲法論に与しなかったのかも知れない。

ところで、柄谷行人『憲法の無意識』(2016, 岩波新書)は、後期フロイトの「超自我」という概念を基本的論拠に据えて、9条の奇跡を原理的に追及したうえ、日本は9条を文字通り実行すべきだという(中島岳志「論壇時評」東京新聞2016年6月28日(火)5面を参考にした超要約)。しかし、9条が幣原元首相の発案・主導によるものだとすれば、柄谷氏の議論はその前提を欠き、その点で既に失当ということになる(氏も、上記の幣原発案に言及している)。中島氏は、「柄谷の議論は魅力的であるが故に危うい。新たな全体主義を生み出してしまう可能性を内包している。」と評する。私は頭が固いのかも知れないが、柄谷氏の議論が

魅力的だとは全然思わない(同紙同月29日(水)5面の「大波小波(龍)」氏も柄谷説にすこぶる批判的)。ここはこれ以上の議論をすべき場ではないので、賛否の結論のみ明示しておく。

なお、上記の幣原発言の内容については、最近刊行された鉄筆編『日本国憲法 9条に込められた魂』(2016, 鉄筆文庫)の「付録5 幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について」に全文が収録されている。その著者の平野一郎氏は内田樹氏の岳父という(同書帯の推薦文)。インタビューそのものである第1部のみならず第2部も含めて実に感動的な素晴らしい文章である。全日本人必読の書といえよう。(なおその後、堀尾輝久東大名誉教授によって、憲法調査会の高柳賢三会長の質問に対してマッカーサーが書簡を送った幣原発言の内容を裏付ける内容の回答書簡が発見されたことが報じられている。-東京新聞2016年8月12日(金)朝刊1, 3面)

後者について。

私は憲法学界の事情に通じていないので、的確にお答えすることができない。一般論をいえば、法学者を含めて文系の学者にはほぼ三つのタイプがある。第一は研究センター型、第二は市民運動や啓蒙活動に重点を置く型、第三は両者のバランスをとる型である。第二の型は社会的知名度は高いかもしれないが、学界ではあまり評価されない。望ましいのは第三のバランス型なのだろうが、これはよほど能力がある人でないとなかなか難しい。私などは強いていえば第一の型かと思うが、それに値するような研究業績は出してない。一というようなピンボケの回答をしたのだが、当然ながら質問者に納得されたような表情は全然窺えなかった。

後記

Iの注(1)に記したように、本稿はピースボート船上における講演を文章化したものである。私は一乗客に過ぎないが、冒頭に述べたような事情でやむなく3回にわたる講演をする羽目に陥った。本稿は最後の講演を中心にしてまとめた。私の独断と偏見ともいべき話が果たしてどこまで聴衆にご理解いただけるか不安だったが、予想外に好評だったようで、自衛隊と憲法9条との関係が分かりすぎりしたとか、9条改廃説から9条維持説に転向したという人が結構いたと聞く(私自身に直接そう語ってくれた人も一、二にとどまらない)。私としては望外の喜びであって、講演内容を広く紹介したいという方もおられたので正確さを期するため自分の手で文章化することにした次第である。

帰国後に関連する若干の参考文献を読んでみたけれど、講演内容を変更する必要は認めなかった。(とはいうものの、ここ一週間ほど集中的に俄か勉強をした結果、このテーマについて自分がいかに浅学であるかに気付かされ、冷や汗が出る思いがしたことを告白する。何とかあまり的外れのことをいわないで済んだ(と思う)のは僥倖かもしれない。)

(2007・6・17 脱稿)